

弘田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
 本日は、2月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集りいただいた。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 2月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

弘田委員長 初めに、2月定例会の日程及び運営についてである。
 最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明を願う。

(井上総務部長、説明)

弘田委員長 何か質問はないか。

(なし)

弘田委員長 なお、総務部長の説明資料にもあるとおり、今定例会には執行部の組織改編を行うための「高知県部設置条例の一部を改正する条例議案」が提出される予定である。
 これに伴い、この条例が可決された場合には、お手元にお配りしてある高知県議会常任委員会所管事項を改正する必要がある。
 このことについては、今後の議運で協議することとするので、御了承願う。

(了承)

(2) 会期及び会議日程

弘田委員長 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。
 2月定例会の日程については、12月24日の議運で予定案としての協議をしている。
 会期については、案のとおり、2月22日月曜日開会、3月22日月曜日閉会ということで、会期は29日間とし、会議日程については、資料1の日程表を御覧いただきたい。
 以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

(3) 質疑並びに一般質問

① 一括質問

ア 質問者(会派)の発言順序

弘田委員長 次に、質疑並びに一般質問についてである。
 まず、一括質問について御確認いただく。質問者の発言順序であるが、申合せによると、自由民主党6名、県民の会2名、日本共産党1名、公明党1名、一燈立志の会1名の計11名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一會派に片寄らないようにするとの慣例によると、

質問第1日目 3月2日火曜日 自由民主党、県民の会、日本共産党

第2日目 3月3日水曜日 公明党、一燈立志の会、自由民主党

第3日目 3月4日木曜日 県民の会、自由民主党、自由民主党

第4日目 3月5日金曜日 自由民主党、自由民主党

の順になろうかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

イ 発言者の制限時間等

弘田委員長 次に、発言者の制限時間については、申合せのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

ウ 発言者の届け出

弘田委員長 次に、2ページの資料2、発言者の届出についてである。

県民に広報するための本会議における発言者の届出については、申合せでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

エ 発言通告書の提出期限

弘田委員長 次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。

申合せでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、3月1日月曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

なお、質問の要旨については、議運の申合せで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

②一問一答

ア 発言時間等

弘田委員長 次に、一問一答についてである。

まず、発言時間については、申合せでは、答弁も含め原則1人60分以内とし、特に要望がある場合は、議運の了承を得るものとされている。

会派ごとの2月定例会での持ち時間は、自由民主党340分、県民の会95分、日本共産党80分、公明党50分、一燈立志の会35分の計600分となっているので、御了承願う。

(了 承)

弘田委員長 なお、答弁も含め1人60分を超えての発言の要望があれば、申し出願う。

 (な し)

弘田委員長 それでは、申し出がないので、原則どおりの運営とする。

イ 発言者及び発言所要時間の提出期限

弘田委員長 次に、4ページの資料4、発言者及び発言所要時間の提出期限についてである。
申合せにより、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、本日の午後5時ということで、御了承願う。

 (了 承)

ウ 発言通告書の提出期限

弘田委員長 次に、5ページの資料5、発言通告書の提出期限についてである。
申合せにより、一括質問最終日の前日の正午となっているので、3月4日木曜日の正午ということで、御了承願う。

 (了 承)

弘田委員長 以上、ここまでが、質疑並びに一般質問についてである。

(4) 請願書の受理期限

弘田委員長 次に、請願書の受理期限についてである。
申合せでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているが、この日は3月8日月曜日であり、議案精査のため休会となっているので、本会議が開かれない。昨年9月18日の議運で、議案付託日の前々日が議案精査のための休会日に当たるときは、締切り時刻を午後5時とすることをお決めいただいたので、今定例会における請願書の受理期限は3月8日月曜日の午後5時ということで、御異議ないか。

 (異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

(5) 閉会中の常任委員会委員長報告

弘田委員長 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。
今回は、委員長報告を行いたいとの申し出がなかったので、御報告する。

2. 議席の一部変更

弘田委員長 次に、6ページの資料6、議席の一部変更についてである。
県民の会から、議席の変更について申し出がある。
このことについて、坂本委員より御説明願う。

坂本委員 資料6にあるように、現在一問一答での質問の際、質問席から質問をする場合に

パーテーションが設置されているが、身長の高い方などはパーテーションを超えて飛沫飛散の可能性があるというようなこともあり、27番田所議員の議席を移動していただければということで、申し出をさせていただく。

弘田委員長 ただいま御説明があったが、議席の変更を行う場合は、本会議で決定することとなるので、あらかじめ変更案を御協議いただく必要がある。事前に、関係会派において調整したものを案として資料6に示してあるので、御協議願う。
何か質問、御意見はないか。

(なし)

弘田委員長 それでは、このことについては、案のとおりとすることで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。
なお、この件についての本会議の議事手続は、開会日の議事日程の最後で日程に上げ議題とすることとし、決定後の議席の移動については、質問初日の3月2日からとすることでいかがか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。
ここで、開会日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

弘田委員長 この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。

3. 次期常任委員及び議会運営委員について

(1) 常任委員会の会派構成

弘田委員長 次に、8ページの資料7、次期常任委員及び議会運営委員についてである。
令和3年度の常任委員及び議会運営委員の改選については、3月22日月曜日の閉会日に委員の選任を行うことになるので、御了承願う。

(了承)

弘田委員長 まず、各常任委員会の会派構成についてである。
令和3年度の各常任委員会の会派構成については、会派に持ち帰り、御検討いただき、今後の議運で協議することとしたいが、いかがか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

(2) 議会運営委員会の会派構成

弘田委員長 次に、議会運営委員会の会派構成についてである。
このことについては、令和3年度も現行と同じ会派構成になろうかと思う。
については、自由民主党6名、県民の会1名、日本共産党1名、公明党1名、一燈
立志の会1名ということで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。
なお、各会派における令和3年度の議運の委員については、9ページの様式によ
り、3月11日木曜日正午までに事務局へ提出していただくよう、御協力願う。

(了 承)

4. 会議規則の改正

弘田委員長 次に、10ページの資料8、会議規則の改正についてである。
このことについて、事務局、説明を願う。

吉岡議事課長 会議規則の改正について、御説明する。10ページ、資料8を御覧願う。
本県議会の会議規則については、全国議長会の定めている標準会議規則に準拠し
て定めている。このたび、標準会議規則が改正されたことに伴い、本県の会議規則
の改正について御協議をお願いするものである。

改正箇所は、会議規則第2条の「欠席の届出」についてである。資料10ページに、
本県議会の会議規則の新旧対照表をお示ししてある。右側が現在の規定である。な
お、この条文は、標準会議規則、本県の会議規則とも同じである。現在の規定では、
議員が欠席する場合の理由として、「公務、疾病、出産その他の事故」と規定して
いる。なお、この規定上、公務、疾病、出産はあくまで例示である。

次に、左側の新しい欄を御覧願う。この例示に、新たに「育児」「介護」を欠席理
由として明確にするため加え、あわせて「事故」という文言を「やむを得ない事由」
に改めようとするものである。さらに、産前・産後期間を欠席事由として取り扱
うことを明確にするため、第2項を新設しようとするものである。労働基準法第65条
の規定により就業制限がかけられている産前6週間、産後8週間の間について、い
わゆる産休期間として明記している。

全国議長会で改正された理由については、先週報道もあったので、皆様御存じと
は思うが、昨年6月、総務省の地方制度調査会の「多様な層の住民がより議会に参
画しやすくなるように環境を整備する必要がある。議会への欠席事由として出産・
育児・介護を認めることが考えられる。」といった答申があり、また同じく総務省
の地方議会・議員のあり方に関する研究会からは、「出産、育児、介護等が欠席事
由として取り扱われていない、又は明文化されていない団体においては、会議規則
において規定を整備するなどにより、速やかに対応することが求められる。」とい
った報告があった。

さらに、昨年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画による、出産に
係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備や、育児・介護等の欠席事由とし
ての会議規則への明文化が促進されるよう、標準会議規則を改正することの要請、
また、本年1月には橋本大臣から地方議会における女性の活躍促進として、同様の

R3.2.16 議会運営委員会

趣旨及び産前・産後期間にも配慮されるよう議長会への要請があったことなどから、全国議長会の中で議論が行われてきたものである。

その結果、女性を含めた多様な層の住民が、より議会に参画しやすくなるための環境整備の必要があるため明文化することが適当とされ、あわせて「事故」という文言を「やむを得ない事由」と改めることが決定されたものである。

標準会議規則が改正されたので、これに準拠している本県議会会議規則について、改正するかどうか、御協議をいただきたいと思う。

以上である。

弘田委員長

何か質問、御意見はないか。

米田委員

積極的な改正で、評価できると思う。この案も、あくまで参考なので、ぜひ1か所修正を求めたい。産前、産後の休暇のところであるが、6週間となっている。労働基準法に基づくものだと思うが、現に高知県の場合は、県の職員も教委も産前は8週間になっている。そういう点では、母性保護、また健康管理という点で一定評価される条例、仕組みになっているので、ぜひそれに合理的に合わせたらどうかという思いをしている。会派としてもそういう意見が出ているので、ぜひ検討していただきたいと思う。

弘田委員長

ほかにないか。

(なし)

弘田委員長

それでは、この件については、一度会派に持ち帰り、各会派の意見を確定してからでよろしいか。

米田委員

はい。

弘田委員長

それでは、この件については、各会派に持ち帰って御検討いただき、次回の議運で再度御協議いただくということで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。

5. 議会予算について

弘田委員長

次に、11ページの資料9、議会予算についてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。

(樫谷総務課長、説明)

弘田委員長

何か質問はないか。

(なし)

6. その他

(1) 2月定例会における感染症拡大防止対策

- 弘田委員長 次は、その他についてである。
まず、14ページの資料10、2月定例会における感染症拡大防止対策についてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。
- 吉岡議事課長 14ページ、資料10を御覧願う。新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた、2月定例会における対応の案である。
まず、本会議の対応であるが、これまでどおり手指消毒の徹底、換気の徹底、演壇及び一問一答の質問席での発言時以外は常時マスクの着用、傍聴者への協力要請は引き続き行う。説明員の出席については、本県の対応レベルが警戒に引き下げられたこと、当初予算といった全ての部局等に関わる重要な案件が議論されることなどから絞り込みは行わず、通常どおりの出席を求めることとしたいと思う。アクリル板の設置である。こちらは、12月議会の議運で議長席及び演台に設置することを御決定いただき準備を進めていたが、このたび準備が整うこととなったので、本定例会から設置をする。演台や質問席等の消毒については、引き続き強化して行う。なお、このことに伴い一問一答の際の5分休憩は、若干長めに取ることを、御了承願う。
次に、委員会の対応及び議会全体としての対応であるが、こちらはこれまで同様としたいと考えている。
以上である。
- 弘田委員長 何か質問、御意見はないか。
- 坂本委員 議会全体としての対応の検温の実施であるが、これは今されているが、測定値が非常に低く出過ぎるのではないかと。議員の皆さんは、日常来ているので、そのことを分かった上で対応をしているが、県民の方が傍聴とかに来て検温をしてもらって、32度とか34度とか出たら、いったいこれは何だ、高いお金を使ってと言われかねないので、そこはきちんとした対応をしておく必要があるのではないかと。もし、あれできちんと測定できないのであれば、例えば額や手首で測る検温計を横に備えておくとかして、そういった方に対してそれで対応する必要があるのではないかと。思う。
- 吉岡議事課長 現在の機械は、体温測定装置ではなく、あくまで表面温度を測定しているので、外が寒い場合、入られてすぐに測定すると若干低めに出ている。補正するようにはしているが、外気温が変動するので、調整が追いつかないことがある。あくまで、あれは目安として、基準値を超えるような方は再度測定をする形をとっている。そういった運用で御了解いただきたいと考えている。
- 弘田委員長 現状、再度検温するというのは、高く出た場合か。
- 吉岡議事課長 高く出た場合である。その場合は、受付で再度測定をするという形で、現在運用をしている。

R3. 2. 16 議会運営委員会

- 坂本委員 我々、地域でいろいろ会をやったりする場合には、全て参加者の体温を測り、それを参加者名簿に記録までしている。なおかつ連絡先も記入していただき、もしこの会場で感染者が出た場合には、そういった方に連絡をするというような対応をしている。そういうことも含めて、そこはちょっと丁寧にやっておいたほうがいいのではないか。あの装置が、どれくらいの費用がかかったかというのは分からないが、それもあわせて教えていただけたらと思う。
- 今、学校などが置いている、消毒液とセットになっていて、手首をかざすと割と正確に36.3度とか36.4度とか出る検温計もあったりする。逆に言うと、そういう物で十分だったのではないかと思ったりもする。さっき言われるように、今の装置でやる限りは、あれであまりにも高く出たら、よっぽど高いんだろうなということだ検温し直すということだろうと思うが、ちょっとこう、あまりにもいかがかなと。
- 大石副委員長 あの装置で、今まで高く出た例はあるのか。
- 吉岡議事課長 高く出るケースとしては、室内にいた方が測定した場合は高く出る。室内にすることで、表面の温度が体温に近くなってきていると考えられる。
- 大石副委員長 発熱した人を、あの装置で検出できた例はあるか。
- 吉岡議事課長 37.5度以上が検出された例はあるが、再度検温すると、それ以下であった例は多数ある。
- 大石副委員長 当初の目的であった、発熱した人をあの装置で検出するという目的は、今のところ果たせていないということか。
- 吉岡議事課長 幸い、実際に発熱した方がいないことかと思われる。
- 梶原委員 現状で言えば、とりあえずやっているだけ――先ほどからの話を聞いていると目的は果たせていないが、不特定多数の方が一気に入ってくる時に、皆さんが検温をしてというのは、なかなか煩雑になるということを考えれば、あれもある一定の役割もある。
- ただ、それぞれの議員なり、傍聴者も傍聴自粛を求めてそんなに多くなければ、よくホテルとかいろんなカウンターにある、顔を近づけるだけでそこそこ正確に出て、あまり時間のかからない物もあるので、それもあわせて考えたらいいだろうし、その辺の費用的にどうなのかということも、事務局で研究してもらって。あれはあれで、いきなり大人数が来たときの対応もできるし、日々来られる方には、ある一定きちんとした正確な体温を測らないと。その辺、もうちょっと事務局で研究してみてもらったらどうか。
- 吉岡議事課長 事務局で、今後研究していきたいと考える。
- 坂本委員 ぜひ、そうしていただいたほうがいいと思う。受付の方が、混乱に対応できない場合もあるのではないかと心配もある。いろいろと気にかかる人に言われたときに、対応の仕方も難しいだろうと思う。そこをぜひ、もう少し何らかの形で検討していただけたらと思う。

R3.2.16 議会運営委員会

弘田委員長 この件については、予算のこともあるので、それから早く設置しなければいけないと思うので、事務局で検討して。

行宗局長 機械の性能面も含めて、少し専門家の方々にも話を聞きながら、予算面と合わせて、可能であれば今年度中に対応したいと思う。予算的に不備であれば、新年度にどうするのかというようなことも合わせて検討していきたいと思う。

弘田委員長 予算で対応できなければ、今議会が対応できないということになってしまうが。

大石副委員長 正副で案を出しましょうか。

梶原委員 現状でいろんな機材があるので、そんなに事務局で調べる時間はかからないと思う。ある一定、どれくらいの規模であればどれくらいの予算というものを、次の議運のときにでも示していただいたら。

弘田委員長 それでは、次の議運で、正副委員長案をお示しすることで、いかがか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

それでは、2月定例会における対応については、先ほど議論いただいた部分以外については、案のとおりで御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

(2) その他

弘田委員長 最後に、その他で何かないか。

坂本委員 やはりこれも、コロナ感染症に関することになろうかと思う。

今、県内においては多発するという状況にはないが、だからこそ今、検討しておく必要があるのではないかというふうに思う。というのは、議会内で感染者が出るとか、あるいは議会中にそういったことになるかというようなことを想定したときに、場合によって、議会の開会をリモート招集するとかいうことが一地方自治法では、本会議はそれはできないということにはなっているみたいだが、例えば委員会においてとか。あるいは、さっきの話ではないが、傍聴者を制限してしまうとなったときに、委員会の傍聴はどうするのかというようなことを含めて、検討をしておく必要があるのではないかと思う。

今日、どうこうということではないが、ぜひそのことを議会運営委員会として、どういうふうな検討を進めていくのかなどについて、今後御議論いただけたらと思う。

弘田委員長 坂本委員から意見が出たが、ほかにないか。

R3.2.16 議会運営委員会

(なし)

弘田委員長 それでは、ただいま坂本委員から御発言があった。委員会のオンライン開催等について、議運で協議してはということですよ。このことについて、議運での協議の方法も含め、御意見があればどうぞ。

梶原委員 まず、先ほど坂本委員が言われた議会中に議員の感染が出た場合の対応はどうなっているのか、さらには委員会の対応をどうするのか、委員会の傍聴者を制限するのはどうするのか。現時点での、想定の状態に対する今の事務局の対応を一度はつきり出していただいて。それを、じゃあこう変えようかというその土台を、またそれもできたら次の議運で示していただいたほうが、議論が前に進みやすいかと思うが。

弘田委員長 梶原委員から御意見があった。事務局のほうで、現状のことを整理して、それを次の議運で再度協議していくこととしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。
それでは、協議事項は、以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、質問初日の3月2日火曜日、午前9時から開催することとする。
協議事項は、一問一答の発言順序等についてである。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。